

公立大学法人

京都市立芸術大学評価委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

おおた こうじん 太田 耕人	京都教育大学 学長
おぼた ひであき 小畑 英明	日新電機株式会社 特別顧問
しらいし かつたか 白石 克孝	龍谷大学 副学長 政策学部教授
すずか かなこ 鈴鹿 可奈子	株式会社聖護院八ッ橋総本店 専務取締役
なかだ えり 中田 英里	公認会計士

<特別委員>

いりやま あきえ 入山 章栄	早稲田大学ビジネススクール（大学院経営管理研究科） 教授
かじたに よしの 梶谷 良野	株式会社島津製作所 常務執行役員
やまぐち しゅう 山口 周	株式会社ライブニッツ 代表

京都市条例第 57 号

京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法に定めるもののほか、公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、大学の教育研究又は事業の経営に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

京都市規則第65号

京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例施行規則

(庶務)

第1条 公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（以下「委員会」という。）の庶務は、行財政局において行う。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

地方独立行政法人法の規定

条 文		
第 25 条 (中期目標)	第 1 項	設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。
	第 2 項	中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。） 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項 四 財務内容の改善に関する事項 五 その他業務運営に関する重要事項
	第 3 項	設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
第 26 条 (中期計画)	第 1 項	地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。
	第 2 項	中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 四 短期借入金の限度額 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 六 剰余金の使途 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
	第 3 項	設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
	第 4 項	地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

第 7 8 条 の 2 (各事業 年度に係 る業務の 実績等に 関する評 価等の特 例)	第 1 項	公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
	第 2 項	公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
	第 3 項	第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
	第 4 項	評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
	第 5 項	評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
	第 6 項	設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
	第 7 項	第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。
第 7 9 条 (認証評 価機関の 評価の活 用)		評価委員会が公立大学法人について前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

公立大学法人京都市立芸術大学第2期中期目標

前文

京都市立芸術大学は、1200年の歴史と伝統を有する国際的な文化芸術都市である京都に位置する芸術大学として、130年余りにわたって、国内外の芸術界や産業界で活躍する人を輩出し、文化芸術の発展に貢献してきた。

近年、文化庁の京都への全面的な移転が決定されるなど、文化芸術の振興発展に果たすべき京都の役割や責任が益々高まってきており、公立の芸術大学として、手厚い少人数教育など、これまでの永年の取組を継承するとともに、自由で独創的な研究と質の高い芸術教育、創造的な人の育成、次世代の先駆けとなる教育研究活動を一層推進していく必要がある。

また、本中期目標期間には、京都駅東部エリアへのキャンパス全面移転という、非常に重要なターニングポイントを迎える。

京都は、千年を超える歴史の中で、日本の伝統や文化を育んできた中心地であり、数多くの有形・無形の文化遺産を持つ、世界の人々を惹きつけるまちであると同時に、様々な特長を持つ大学が集積し、創造的な学術・研究が展開され、伝統産業から世界的な先端企業までが共存するなど、あらゆる分野の活動を内包することで、成長してきたまちでもある。

移転予定地は、京都の玄関口として、世界中から様々な人が集まる京都駅に近接しており、移転後は、その立地を生かした新たな活動や交流、社会還元の取組が期待される。

これらを踏まえ、京都市立芸術大学が、京都というまちが持つ文化的・歴史的なポテンシャルを生かした活動を深化させるとともに、既存の考えにとらわれない創造的な活動を展開することで、国内外からあらゆる分野の人や才能が集まり、刺激し合う「世界に広がる創造の一大拠点」となることを目指し、次のとおり基本目標を定める。

1 教育研究活動の展開

伝統的な都市景観をはじめ、市民の暮らしの中に繊細な美的感覚が息づいている京都の文化風土に根ざしつつ、学生と教員が一体となった独創的な研究と質の高い芸術教育を推し進め、新しい芸術の可能性を切り開き、国際的な文化芸術の基軸となることを目指す。

2 創造的な人の育成

芸術分野のみならず、あらゆる分野を超えた人と人との交流が行われてきた京都特

有の歴史と環境を生かし、高度で、きめ細かな教育を推進するとともに、多様な分野との交流を通じて、学生の可能性を伸ばし、世界にはばたく芸術家をはじめ、社会に創造的な活力をもたらす人を育成する。

3 教育研究成果の発信と還元

京都市立芸術大学が蓄積してきた有形・無形の文化資源と、130年余りの歴史を踏まえながら展開される創造的な教育研究活動の成果を、多様な手法により積極的に発信し、市民や社会に還元する。

第1 第2期中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 第2期中期目標の期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

教育研究上の基本組織として別表に記載する学部、研究科等を置き、大学の基本的な目標及び中期目標の達成に努める。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の内容と成果に関する目標

大学の教育・研究理念、目的を踏まえて策定された三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位認定に関する方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針））に基づく、体系的で組織的な教育を実施し、世界にはばたく芸術家をはじめ、社会に創造的な活力をもたらす人を育成する。

ア 学部教育

少人数教育と実践的教育を通して、確かな技能、技術と共に、幅広い教養も修得させ、創造性と豊かな感性を併せ持った人を育成する。

イ 大学院教育

高い水準の専門的研究教育を通して、高度な技能、技術及び豊かな教養を修得させ、国際感覚を兼ね備え、次代の文化芸術を先導するとともに社会に創造的な活力を与える人を育成する。

(2) 教育環境等の向上に関する目標

芸術教育の特性を踏まえ、教員の資質向上に努めるとともに、学生の自主的な学

びを促進する環境を充実させるなど、専門的な教育研究環境の確保を図る。

また、専門的な教育研究を一層深め、幅広い教養を身につけるため、大学のまち京都の特性を生かし、他大学とも連携し、学びの場の充実を図る。

(3) 学生の支援に関する目標

ア 学生一人ひとりの学習、研究をサポートするとともに、心身ともに充実した学生生活を送れるよう、きめ細かな支援を充実させる。

イ 芸術家へのキャリアサポートや企業等への就職支援について、在学生のみならず卒業生も対象に、個々の状況に応じた支援を充実させる。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

これまでの伝統を継承しつつ、京都特有の歴史や環境、人的な交流を生かし、自由で多様な研究の推進を通して、新しい文化芸術の可能性を追求する。

また、その研究成果を社会に還元することで、京都はもとより国際的な文化芸術の振興・発展に寄与する。

(2) 研究への支援等に関する目標

学生及び教員が研究に邁進^{まい}できるよう、個人研究や共同研究の内容に即した研究支援の充実を図る。

3 その他の目標

(1) 社会・市民への教育研究の成果の還元に関する目標

本中期目標の期間中に予定しているキャンパス移転により、市民が大学に触れ合う機会が多くなるため、大学資源の提供の取組を強化し、教育研究の成果をより積極的に地域社会に還元する。

(2) 学外連携に関する目標

京都の文化芸術の裾野を広げ、新しい芸術の可能性を追求し、地域の活性化などの社会貢献を果たすとともに、京都の伝統文化や地域産業の振興にも寄与するため、産業界、福祉医療分野、地域団体、文化芸術機関、伝統文化関係団体、芸術系大学、その他の大学、小中高等学校等との連携を推進する。

(3) 国際化の推進に関する目標

国際的に活躍できる創造的な人を輩出するため、海外の芸術大学やアーティスト等との交流・連携を推進するとともに、学生の海外留学や留学生の受入れに関する

支援の充実に努める。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織の見直しと経営の効率化に関する目標

教育研究上の課題やキャンパスの全面移転，社会状況の変化に対応するため，適宜組織や規程，業務の見直し及び効率化により，大学運営の改善を図る。

2 組織力の向上に関する目標

大学の理念，目標を踏まえた高度な教育研究活動や大学の戦略的かつ安定的な運営を支えるため，教職員の意欲・資質の向上も含めた組織力の向上を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 外部資金その他の自己収入の増加に関する目標

自由で独創的な教育研究環境の充実に努めるため，外部資金の獲得に努め，大学の財政基盤を強化するとともに，寄付金の募集など，大学の移転も見据えた取組を推進する。

2 経費の効率化に関する目標

教育研究の質を低下させることなく，組織運営の効率化と人員配置の適正化を連動させつつ，業務の内容や方法等の見直しを行う。

3 資産の適正な管理と有効活用に関する目標

保有資産の状況を常に把握し，適正に管理するとともに，その有効活用を図る。

第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

1 評価の充実にに関する目標

自己点検・評価の結果を公開し，社会・市民に対する説明責任を果たすとともに，評価結果を教育研究活動及び大学運営の改善に反映する仕組みを構築する。

2 広報の充実にに関する目標

大学への理解と広範な支援を得るため，広報の充実に図り，法人の運営や大学の教育研究の情報について積極的に国内外に発信する。

第6 キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標

学生たちが芸術活動に専念できる環境整備を図るとともに，キャンパスの全面移転を大学の一層の飛躍につなげるため，全学を挙げて必要な取組を推進する。

また，移転整備プレ事業など，移転の機運を高め，地域との交流を深化させるための取組を推進する。

第7 その他の業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備等に関する目標

キャンパス移転までの間も良好な教育研究環境を確保するため、現在のキャンパスの施設及び設備を適正かつ計画的に維持管理する。また、キャンパス移転後の施設の整備と最適な維持管理に向けた検討を進める。

2 安全管理に関する目標

学生及び教職員の安心・安全な教育研究環境及び労働環境を確保するとともに、災害、事故、犯罪等に対して迅速かつ適切に対応するための体制を構築する。

3 法令遵守及び人権の尊重に関する目標

教職員の法令遵守の意識向上を図るとともに、人権の尊重の取組を徹底する。

(別表)

学部	美術学部 音楽学部
研究科	美術研究科 音楽研究科
研究機関	日本伝統音楽研究センター 芸術資源研究センター
附属施設	附属図書館 芸術資料館 ギャラリー@KCUA

公立大学法人京都市立芸術大学第2期中期計画

本学は平成24年度の「公立大学法人」への移行以来、日本最古の芸術系大学としての矜持の下、永年の取組を継承しつつ、特色ある大学として発展し続けることを目指して、京都市から示された「中期目標」を実現するための具体的計画である「中期計画」を着実に実施してきた。この間、教育研究や人材育成といった教育研究機関としての大学に求められる責務を果たしつつ、組織の運営面においても法人化による狙いであった柔軟で自由度の高い大学運営の実現、意思決定の迅速化といった点において一定以上の成果を挙げることができ、今後も取組を推進していく必要がある。

第2期中期計画期間の6年間は、更なる少子化をはじめ大学を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予想される一方で、本学においては最終年度にキャンパス移転が控えるきわめて重要な期間である。また、本学が拠点とする京都市は文化庁の全面移転を機に、京都の文化的な創造力をより高めていく姿勢を明確に打ち出しており、こうした動きに呼応し、これまでの大学組織・機能のあり方を含めた見直しを進めつつ、教育研究の更なる充実、創造的な人材の育成、教育研究成果の公開・発信に取り組むことで、市民に愛され、市民が誇りに思う大学であり続けることを目指す。

とりわけ次期6年間の大学運営は、最終年度に控えるキャンパス移転と密接不可分なものであることから、このことを見据え、以下に記すキャンパス移転に対する本学の考え方・姿勢を基軸に中期計画を策定する。

＜キャンパス移転に向けて＞

本学は、真に創造的な芸術活動を生み出す場であることを目指し、長年にわたる徹底した少人数教育と実践的教育を土台に、独創的な研究と質の高い芸術教育を推し進めてきたが、大学を取り巻く環境が大きく変化する中であって、本学がこれからも我が国有数の芸術の学びと創造の拠点としての位置を占め、更なる飛躍を期する上で、京都市内中心部へのキャンパス移転は不可欠なものである。

移転先となる京都駅東部の崇仁地域は、京都駅西部エリアから京都駅、東山を結ぶ「新たな文化軸」と、人々が憩い、交流し、新たな文化が芽生える場ともなってきた鴨川、高瀬川といった「悠久の自然・文化軸」が交差する「文化の十字路」と言える立地であり、本学が世界に冠たる芸術大学として歴史と伝統を更に重ねる地に相応しく、今回の移転により、京都のみならず我が国の新たな文化芸術の拠点としての役割を担うことを期待されている。

学内をはじめ地域等との多様な対話に基づき構想される新キャンパスは、現キャンパスにおける施設の狭あい化等の課題解決はもちろんのこと、まちと水平につながることで、大学と地域、芸術と社会の新しい関係性を生み出すフレームとしての役割を果たすことを目指している。

本学では、「京都市立芸術大学移転整備基本計画」において果たすべき3つの役割「芸術であること」、「大学であること」、「地域にあること」を掲げているが、移転を待たず、その前段階からこれらを実践することで、文化芸術創造の新たな“火床”となり、新しい時代に相応しい京都の地に根差した新たな芸術大学を創り上げていく。

【本学が果たすべき3つの役割】

「芸術であること」～想像力による「対案」の提示～

日常的な価値観の外側に軸足を置き、目先のニーズを追うばかりではなく、伝統を引き継ぎ、かつ問い直しながら、新しい時代に相応しい生き方、社会のつくり方を提示していく。

「大学であること」～芸術を核とした先端的研究と実践～

芸術を核に、科学・医療・福祉・農業・産業技術などの分野を横断した交流・協働を進め、先進的な研究・創造活動に取り組む。

「地域にあること」～大学と地域社会の協働の場～

京都市内中心部への移転を見据え、他大学や産業界等との相互交流・連携の強化を図るとともに、移転先地域との新たな歴史の創造を目指す。

また、市民や国内外からの来訪者との多文化的な交流を展開するとともに、芸術の教育研究成果を発信し、社会に還元する。

さらに、本学独自の「知と創造のありか」を探求し、教育・研究・創造の連携を図る機構として構想する「創造連環機構」（仮称）の実現を目指すことで、これら3つの役割を絶えず問い直し、芸術教育における知と創造の新たな出会いを生み出していく。

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 教育の内容と成果に関する目標を達成するための措置

ア 教育の内容と成果の充実を図るための取組

(ア) 学部教育に関する取組

少人数教育の利点を活かし学びの質を高めるとともに、多様な実践的教育を通して学びの幅を広げる取組を進める。また、領域横断的な教育の推進はもとより、大学移転を見据え京都に集積する優れた資源を活用し、確かな技能、技術及び幅広い教養を修得させ、創造性と豊かな感性を併せ持った人材を育成する。また、実技と学科の有機的な連携をもとに、国際的視野に立った幅広い思考力、コミュニケーション能力や、自由に豊かな発想力の育成を目指し、カリキュラム・ポリシーに基づきカリキュラムの改善を図るなど、学部教育の充実に向けた各種取組を着実に進める。

(イ) 大学院教育に関する取組

質・水準ともに高度な専門的研究教育を通して、高度な技能、技術及び幅広い豊かな教養を修得させる。また、実践を重視した教育研究を推進するとともに、国際感覚を兼ね備え、次代の芸術文化を先導し社会に創造的な活力を与える優れた専門家を育成する。教育研究の更なる充実のため、カリキュラム・ポリシーを踏まえつつ、科目内容、指導体制、運営体制等について時代の変化等に応じた検証を行い、各種取組を着実に進める。

(ウ) 成績評価、学位授与を行うための取組

成績評価基準及びディプロマ・ポリシーに基づく学位授与基準について検証し、必要に応じて改善を行うとともに学修の成果の把握に努める。

(エ) より優秀な学生の確保に向けた取組

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、芸術の専門教育を受けるにふさわしい適性や能力、意欲を、多面的・総合的に判断する入学者選

抜を実施するとともに、効果的な入試情報の発信を図る。

(2) 教育環境等の向上に関する目標を達成するための措置

ア 教育の実施体制の充実に向けた取組

本学の理念に沿った質の高い教育を実施するため、指導体制の充実に努めるとともに、教育の質を向上させるための研究と実践に取り組む。また、大学移転を見据え、大学コンソーシアム京都をはじめ、他大学との連携による教育の実施体制の充実を検討する。

イ 教育研究に必要な環境等の充実に向けた取組

学生の自主的な学びの促進はもとより、質の高い教育研究水準の維持・確保に必要な機器等の更新・充実を図るとともに、キャンパス移転後の教育研究環境のあり方も見据えた上で、優れた芸術活動の実践や新たな芸術表現の創出に資する高機能な機材等の導入など、教育施設・環境の整備改善に努める。

(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置

ア 学生生活充実のための取組

学生を取り巻く社会環境の変化に的確に対応しながら、学生生活の充実を図るために、学生の自主的な学内外での活動支援や、心身の健康保持、経済面での支援を強化する。

イ キャリア支援のための取組

社会情勢を踏まえながら、多様な生き方の提示や社会との結びつきの場の創出などを通じて、学生自身が進路を考えて選択する力を身につけられるよう、在学中のみならず卒業後も対象にキャリアデザインセンターにおける支援の取組を充実する。

【数値目標①】 キャリアサポート講習会等の実施回数 40回／年

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

教員の自由で多様な研究の更なる推進を図り、その成果を様々な機会を通じて社会に向け積極的に発信する。また、海外の大学との交流強化を推進する。

日本伝統音楽研究センターにおいては、京都に集積する文化資源の利活用や伝統文化に関する研究機関等との交流・連携を通じて、研究活動の更なる充実を図るとともに、伝統音楽に関する情報共有・普及振興・交流拠点としての機能を高める。

芸術資源研究センターにおいては、学内外の教員・学生・研究者・市民間の交流と連携を基盤としつつ、創造的活動を生み出す芸術資源についての研究を推進するとともに、その成果を広く社会・市民に発信し共有する。

【数値目標②】 科研費の申請件数 100件（6年間）

(2) 研究への支援等に関する目標を達成するための措置

学生及び教員による研究活動の充実を目指し、学内における研究環境の整備に努める。また、科学研究費をはじめとする外部資金制度の活用促進を図るために必要なサポートを行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会・市民への教育研究の成果の還元に関する目標を達成するための措置

大学が有する知的資源を活用し、広く社会に対して芸術文化に触れ合う機会を提供し、幅広い世代を対象とした芸術文化の振興に貢献する。

【数値目標③】 展覧会・演奏会・公開講座等の開催数 60事業／年

【数値目標④】 ギャラリー@KCUAの入場者数 22,000人／年

(2) 学外連携に関する目標を達成するための措置

ア 教育機関・文化芸術機関等との連携推進に係る取組

小・中・高等学校や他大学等の教育機関や文化芸術機関等との連携により、芸術に携わる次世代の育成に貢献するとともに、京都の伝統文化の継承や芸術文化の裾野を広げることに貢献する。

イ 産学連携の推進に係る取組

研究事業の受託を通じて企業等と連携することにより、教育研究の成果を社会に発信するとともに、伝統産業をはじめとする地域の産業発展に貢献する。

ウ 地域連携の推進に係る取組

地域の各種団体等との連携を推進し、大学の資源や教育研究の成果を地域に発信することにより、芸術文化によるまちづくりに貢献する。

(3) 国際化の推進に関する目標を達成するための措置

ア 国際交流の充実に向けた取組

交流協定締結校をはじめ、海外の優れた大学との活発な連携による教員間・学生間の交流の充実や、海外アーティストの招聘等を通じて本学の国際化を促進する。

イ 留学支援のための取組

協定校への派遣留学をはじめ、学生が海外留学を通して学び成長する機会を提供しサポートする。

また、留学生の学びの充実と日本での生活上の安心安全を確保するため、学外機関と協力して留学生のサポート体制を強化する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織の見直しと経営の効率化に関する目標を達成するための取組

教育内容、教育方法及びカリキュラム編成への的確な対応はもとより、大学を取り巻く社会環境の変化や全学的な課題に対応するため、理事会のリーダーシップの下、組織の枠を超えた全学的な視点から、適宜、組織の再編や学内資源の再配分など、計画的、機動的な組織運営を行う。

また、常に業務の見直しを行い、効率的かつ合理的な事務執行を推進する。

2 組織力の向上に関する目標を達成するための取組

大学の理念に基づく教育研究活動及び運営を支えるため、人事制度等について必要な見直しを図る。

また、中長期的な展望に立った人材の採用・育成を通じて、教職員個々の意欲・能力を高め、組織力の向上に繋げる。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

1 外部資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

法人運営の安定性と自律性を確保するため、外部研究資金や寄附金等自己収入の増加に向けた取り組みを強化する。

【数値目標⑤】寄附金等の獲得件数 1, 500件（6年間）

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

業務運営や事務体制を絶えず見直すとともに、業務内容の精査・点検に努め、効率的かつ効果的な経費執行に努める。

3 資産の適正な管理と有効活用に関する目標を達成するための措置

資産の適正な管理及び有効活用を図る。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するために取るべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

中期計画・年度計画に対する自己点検・評価を着実にを行うとともに、評価結果を速やかに公表することで、透明性の高い法人運営に努める。

また、第2期中期計画期間中に受審する認証評価に的確に対応するため、全学的な内部質保証システムを見直し、学内における業務運営のPDCAサイクルの確立を目指す。

2 広報の充実に関する目標を達成するための措置

教育、研究を中心とする活動状況を積極的に発信し、大学の取組に対する理解の促

進及び広範な支援の獲得に繋げる。また、迅速かつ効果的な広報を行うことができるよう、事務局体制の見直しを図り、情報発信力を強化する。

【数値目標⑥】ホームページ等のアクセス件数 2, 7 5 0, 0 0 0件／年
--

第5 キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標を達成するための措置

平成35年度に予定しているキャンパス移転の円滑な進捗・完了に向けて、移転後の新キャンパスにおける新たな教育研究のあり方や、それに相応しい施設整備を検討するなど、必要となる様々な事案に適宜取り組む。

また、移転を見据え、学内各附属施設等の担う機能・役割を再考し、様々な芸術資源や教育研究成果等を基軸とする新たな機構「創造連環機構」（仮称）を構想し、本学独自の「知と創造のありか」の探求及び教育・研究・創造の連携を図る。

移転が完了するまでの間、移転の機運を持続して高めるとともに、地域との交流を深めるため、移転整備プレ事業を展開する。

第6 その他の業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

移転までの間、既存施設の維持管理を適正、合理的に実施する。また、キャンパス移転後を見据え、最適な維持管理に向けた検討を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

全ての学生及び教職員が安全で安心して学び、働ける環境を確保するため、全学的な安全管理体制を強化する。

3 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置

公立大学法人として、学生や市民、地域社会から信頼される法人運営のために、教職員に対し、法令や学内規程等の遵守及び人権尊重の徹底を図る。

第 7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

第 8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第 9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

予定なし

第 10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、使途を把握し、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第 11 その他

1 施設・設備に関する計画

第 5 「キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標を達成するための措置」及び第 6 1 「施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。

2 人事に関する計画

第 2 2 「組織力の向上に関する目標を達成するための取組」に記載のとおり。

(別紙)

第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

平成30年度～平成35年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9,126
授業料等収入	4,178
受託研究等収入	91
寄附金収入	37
補助金等収入	84
その他収入	127
目的積立金等取崩	80
計	13,723
支出	
人件費	10,450
教育研究費	2,135
受託研究費等及び寄附金事業等	128
一般管理費	1,010
計	13,723

[人件費の見積り]

中期目標期間中、総額9,784百万円を支出する（退職手当は除く。）。

(注1) 人件費の見積りについては、平成30年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

(注2) 退職手当については、公立大学法人京都市立芸術大学が定める規定に基づき所要額を支給するが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

[運営費交付金の算定方法]

法人運営に係る総事業費から法人自己収入額を控除した額で算定される。

(注) 運営費交付金は、一定の仮定のもとに試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

2 収支計画

平成30年度～平成35年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	13,700
経常費用	13,700
業務費	12,598
教育研究経費	2,020
受託研究等経費（寄附金事業経費を含む）	128
人件費	10,450
一般管理費	1,010
財務費用	0
減価償却費	92
臨時損失	0
収入の部	13,700
経常利益	13,700
運営費交付金収益	9,011
授業料等収益	4,178
受託研究等収益	91
寄附金収益	37
補助金等収益	84
財務収益	0
雑益	127
資産見返負債戻入	92
目的積立金等取崩	80
臨時収益	0

3 資金計画

平成30年度～平成35年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	14,139
業務活動による支出	13,608
投資活動による支出	115
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	416
資金収入	14,139
業務活動による収入	13,643
運営費交付金収入	9,126
授業料等収入	4,178
受託研究等収入	91
寄附金収入	37
補助金等収入	84
その他収入	127
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	496